

記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
- 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

控
用

住 所	フリガナ 氏 名	事務所 所在地
事業所 所在地	電 話 番 号 (自宅) (事業所)	氏 名 (名称)
業 種 名	屋 号	電 話 番 号

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

申告書番号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		経費	
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㊷	
家事消費 ②		通信費 ㊸	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㊹	
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ㊺	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㊻	
仕入金額(製品製造原価) ⑥		修繕費 ㊼	
小計(⑤+⑥) ⑦		消耗品費 ㊽	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㊾	
差引原価(⑦-⑧) ⑨		その他 ㊿	
差引金額(④-⑨) ⑩		経費	
給料賃金 ⑪		雑費 ㊿	
外注工賃 ⑫		小計(㊿までの計) ㊿	
減価償却費 ⑬		経費計(⑪~㊿までの計+㊿) ㊿	
貸倒金 ⑭		専従者控除前の所得金額(⑩-㊿) ㊿	
地代家賃 ⑮		専従者控除 ㊿	
利子割引料 ⑯		所得金額(㊿-㊿) ㊿	
その他の経費			
租税公課 ㊿			
荷造運賃 ㊿			
水道光熱費 ㊿			

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他(人分)				
計	延べ従事月数		㊿	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
		延べ従事月数